

【適用ガイダンス】

用語一覧「board〈取締役会〉」

board〈取締役会〉－ガバナンスを担う最上位の機関。例えば次のものがある。

- ① 取締役会 (board of directors)
- ② 監査委員会
- ③ 理事会又は評議員会 (board of governors or trustees)
- ④ 公選議員又は政治任用官のグループ (group of elected officials or political appointees)
- ⑤ 相応なガバナンス機能の権限を有する他の機関

複数のガバナンス機関が存在する組織体では、「取締役会 (board)」は、内部監査部門に適切な権限、役割及び責任を付与する権限を認められた 1 つ又は複数の機関を指す。

上記のいずれもが存在しない場合、「取締役会 (board)」は、組織体の最高レベルのガバナンス機関として機能するグループ又は人物を指すものと読むべきである。例えば、組織体の長及び最高経営者が挙げられる。

※説明の便宜上、番号を振っている。

【目的】

本適用ガイダンスの目的は、わが国の株式会社における各機関などが「グローバル内部監査基準」(GIAS) の定義する board に該当するか否か。また、該当する場合にはどの機関等が該当するのかについて明らかにすることにある。

【ガイダンス】

Board の例示のうち株式会社に関しては①、②及び⑤が関連するが、わが国には多様な機関設計が存在することから、機関設計ごとに該当するものを整理する必要がある。ここでは、GIAS の適用に関心が高いと解される規模の会社、すなわち、上場会社における会

社の機関設計である監査役会設置会社、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社の3つの機関設計について整理する。

まず、監査役会設置会社においては、①の取締役会は基本的には取締役会（会社法上の機関）が、⑤の相応なガバナンス機能の権限を有する他の機関として、基準の内容によっては監査役会が該当する。GIAS では board について「複数のガバナンス機関が存在する組織体では、『取締役会（board）』は、内部監査部門に適切な権限、役割及び責任を付与する権限を認められた1つ又は複数の機関を指す。」としており、通常、監査役会は内部監査部門に権限、役割及び責任を付与する権限を認められていないことから board には該当しない。しかし、わが国のコーポレートガバナンス・コードや財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準（内部統制基準）等では、監査役会と内部監査部門の連携や情報共有が期待されているところである。そのため、例えば基準 8.1（取締役会による対話）では、「内部監査部門長は、その監督責任を遂行するために必要な情報を取締役会に提供しなければならない。」としているが、この情報提供や共有先として監査役会が含まれる場合がある。

次に、監査等委員会設置会社においては、①の取締役会は基本的には取締役会（会社法上の機関）が、②の監査委員会は監査等委員会が該当する。

そして、米国の機関設計と類似の機関設計である指名委員会等設置会社においては、①の取締役会は取締役会（会社法上の機関）が、②の監査委員会は監査委員会が、⑤の相応なガバナンス機能の権限を有する他の機関として、基準の内容によっては指名委員会及び報酬委員会が該当する。

ところで、監査役会設置会社及び監査等委員会設置会社において、①の取締役会は「基本的には取締役会（会社法上の機関）が」として、「基本的には」とした理由は、両機関設計における取締役会は指名委員会等設置会社における取締役会と異なり、執行機能を有しているからである。GIAS の公開草案時において board は「複数の統治機関を有する組織体における非執行／スーパーバイザリー・ボード(Nonexecutive/supervisory board)」として、非執行ボードと定義していたことから、執行機能も有する両機関設計における取締役会は完全には当てはまらない。GIAS では①、②に限定している基準は存在していないことから、各基準において示された権限や責任に応じて両機関設計の取締役会を当てはめることが適切か否かについて検討する必要がある。

また、会社によっては会社独自の委員会等を設置していることがあるが、これらは会社

法上の機関ではないことから法的な裏付けや権限が不明確であり、その形式も様々である。しかし、GIASではboardの定義として、「内部監査部門に適切な権限、役割及び責任を付与する権限を認められた1つ又は複数の機関を指す。」としていることから、当該定義を満たす委員会等であれば、⑤に該当する。

なお、用語一覧の最後の段落に「上記のいずれもが存在しない場合」に関する記載があるが、本適用ガイダンスが対象としている上場会社においては取締役会（会社法上の機関）が必置であり、存在しない場合がありえないため、最高経営者はboardに該当しない。

以上を整理すると、各機関設計において該当する機関等は以下のようになる。

各機関設計において該当する機関等

	監査役会設置会社	監査等委員会設置会社	指名委員会等設置会社
①取締役会	△取締役会（会社法上の機関）	△取締役会（会社法上の機関）	取締役会（会社法上の機関）
②監査委員会		監査等委員会	監査委員会
⑤相応なガバナンス機能の権限を有する他の機関	△監査役会 △会社独自の委員会等	△会社独自の委員会等	△指名委員会 △報酬委員会 △会社独自の委員会等

※△はGIASの各基準に応じてboardに該当するか否かを検討する必要があるもの。詳細は各基準の適用ガイダンスを参照すること。

次に、各機関等がGIASの定義するboardに該当するか否かは、boardの機能として要求されている事項に合致するか否かを判断する必要がある。GIASでは原則のほか、各基準において要求事項、実施に当たって考慮すべき事項及び適合していることの証拠の例が示されているが、ドメインⅢの内部監査部門に対するガバナンスにおける各基準では、これらに加えてboard及び最高経営者に対する必須条件が定められている。必須条件は内部監査部門が内部監査の目的を達成するために不可欠なboard及び最高経営者の活動である。したがって、boardの定義に該当する機関等は、必須条件に示された内容を充足する必要がある。

さらに、必須条件として定められたものではないが、その他のドメインにおいても内部

監査部門が board に働きかけて対応すべき事項が示されている。そのため、board はこれらの事項も充足する必要がある、充足できない場合には代替措置を講じなければならない。

なお、各基準の解釈や代替措置については、適用ガイダンスを参照すること。また、適用ガイダンスにおいては、GIAS が定義している board の意味として用いる場合には「取締役会」とし、会社法上の機関として厳密に用いる場合には「取締役会（会社法上の機関）」と表記する。